

総合福祉センター 所長	村瀬 修	農政課長	安井 耕史
商工観光課長	羽飼 和彦	土木課長	山田 宏淑
都市計画課長	大野 勝貴	下水道課長	小笠原 己喜雄
学校教育課長	水谷 みどり	生涯学習課長	安井 文雄
図書館長	山田 淳		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	三輪 眞士	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成28年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 海部南部広域事務組合理約の変更について
- 日程第10 議案第9号 弥富市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市情報公開条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市行政手続条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

- 日程第22 議案第21号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 弥富市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第24 議案第23号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第25号 弥富市職員定数条例の一部改正について
- 日程第27 議案第26号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第29 議案第28号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第30 議案第29号 弥富市営住宅管理条例等の廃止について
- 日程第31 議案第30号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第32 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第33 議案第32号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第34 議案第33号 弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について
- 日程第35 議案第34号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第36 議案第35号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第37 議案第36号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第38 議案第37号 弥富市環境保全条例の制定について
- 日程第39 議案第38号 市道の認定について
- 日程第40 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第41 議案第40号 平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第42 議案第41号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第42号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第43号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 議案第44号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（武田正樹君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第2 議案第1号 平成28年度弥富市一般会計予算
- 日程第3 議案第2号 平成28年度弥富市土地取得特別会計予算
- 日程第4 議案第3号 平成28年度弥富市国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第4号 平成28年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第5号 平成28年度弥富市介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第6号 平成28年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第7号 平成28年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第8号 海部南部広域事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第9号 弥富市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第11 議案第10号 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 弥富市手数料条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 弥富市情報公開条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 弥富市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 弥富市行政手続条例の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 弥富市職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例等の一部改正について
- 日程第21 議案第20号 弥富市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第21号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について

- 日程第24 議案第23号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例による改正前の弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第26 議案第25号 弥富市職員定数条例の一部改正について
- 日程第27 議案第26号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第27号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第29 議案第28号 弥富市税条例の一部改正について
- 日程第30 議案第29号 弥富市営住宅管理条例等の廃止について
- 日程第31 議案第30号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第32 議案第31号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第33 議案第32号 弥富市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について
- 日程第34 議案第33号 弥富市病児・病後児保育施設条例の制定について
- 日程第35 議案第34号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第36 議案第35号 弥富市遺児手当支給条例の一部改正について
- 日程第37 議案第36号 弥富市介護保険条例の一部改正について
- 日程第38 議案第37号 弥富市環境保全条例の制定について
- 日程第39 議案第38号 市道の認定について
- 日程第40 議案第39号 平成27年度弥富市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第41 議案第40号 平成27年度弥富市土地取得特別会計補正予算（第1号）
- 日程第42 議案第41号 平成27年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第43 議案第42号 平成27年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第44 議案第43号 平成27年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第45 議案第44号 平成27年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（武田正樹君） この際、日程第2、議案第1号から日程第45、議案第44号まで、以上44件を一括議題とします。

本案44件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） おはようございます。

10番 平野広行です。

通告に従いまして、私は議案第1号平成28年度一般会計予算について質問いたします。

3月8日、平成28年第1回弥富市定例会がスタートし、服部市長より施政方針が述べられました。その中で、市政運営に当たっては、もっと災害に強いまちづくり、もっと人に優しく健やかなまちづくり、もっと豊かで活力あるまちづくりの3つの視点を持って取り組んでいく。そして主要な施策として、第1次弥富市総合計画の体系に沿って6つの政策目標を掲げ、予算の編成がなされております。

そんな中、一般会計予算の総額は145億3,000万円と、対前年比1.1%の増となっております。この3年間ほとんど予算の総額に変わりはありませんが、そんな中で農林水産業費が30%の増、土木費が24%の増となっております。また、今年度は市制10周年記念事業等がありますが、平成28年度予算編成に当たって何に一番力点を置いたのか、まず市長の考えを伺います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平野議員にお答えを申し上げます。

平成28年度予算につきましては、今、議員がおっしゃったように、一般会計としては145億3,000万円ということで、101.1%の伸長率でございます。また、特別会計といたしましては、特別会計6会計、国民健康保険、あるいは介護、あるいは後期高齢、あるいは公共下水道事業、農業集落排水事業等々の6会計で100億を組ませていただきました。これは前年対比103.8%ということで、総額といたしましては245億3,000万円ということで、前年比102.2%の伸長で、平成28年度予算という形でございます。特に特別会計100億というのは、近年にない数字になってきている。これは高齢化社会、あるいは子育て支援というさまざまな社会保障費という金額が伸びているというような状況でございます。

そういった形の中で、この28年度の背景といたしまして我々は当然税収の見込みということについて考えていかなきゃならないと思っておるわけでございますが、御承知のように、西部臨海工業地帯、あるいは平島中区画整理事業等々において固定資産税の増が大きく改善が見込めるというようなこともあります。税収全体では自主財源として80億を予定しております、伸長率といたしましては103%というような状況で、個人のそれぞれの市民の皆様の大変な御努力に対しても敬意を表するわけでございます。そういうような税収の伸びはあるわけでございますが、先ほども言いましたように、一方では社会保障費の伸び、医療、介護、福祉、子育て支援というのがまだまだ右肩上がり伸びているというような状況でございます。また、私たちは財政の健全化の中において注視しなきゃならないのは、普通交付税の合併算定がえの特例措置としての交付金が5億ほどございますけれども、これが28年度から向こう5年間でゼロになってしまうというような形の中で、普通交付税の合併算定がえの問題については常に注視しなきゃならないという形でございます。そうした形の中にお

いて、一番は財政の健全化ということに対して、しっかりと押さえながら予算編成に臨んだということも御理解いただきたいと思っております。

そして、具体的な施策というようなことをごさいますけれども、新聞紙上でも発表しておりますけれども、伊勢湾台風から57年、そして東日本大震災から5年が経過するという状況の中において、弥富市の置かれた状況といえれば大変厳しい状況にある。海拔ゼロメートル地域という形の中で、大変厳しいわけでごさいます。そうした形も踏まえて本市におきましても、いろいろなことが心配されるという形の中において、防災・減災対策という形の中で災害に強いまちづくりをしっかりとやっていこうということを考えております。

そうした中で、愛知県の防災局から発表されました昨年の南海トラフ巨大地震における弥富市の被害予測というようなことをごさいました。大変厳しい被害予測が示されておるわけでごさいます。そういった中において、避難行動も含めたところの津波避難計画を策定していきたいと思っております。これは事業費ベースで約1,700万円というような状況になってまいります。そして、また総合的な防災訓練をという形の中で、一般質問の中でもお話をさせていただいておるわけでごさいますけれども、愛知県当局と、そして消防、あるいは自衛隊という形の中で総合的な防災訓練をこの11月6日に実施していきたいということを再三お話させていただいております。これは事業費ベースで600万円というような形で、県と私ども弥富市が負担をしていくというような状況でごさいます。

それから、2点目の大きな施策といたしましては、子育て支援施策であります。本市はこれまでも近隣に先駆けて中学生までの通院・入院費の医療費の無料ということを実施させていただいております。平成28年度も継続していきたいことを思っております。これの事業費としては2億円を超える事業費になってまいりました。そして、また保育料の据え置きも20年継続してまいりました。平成28年度も保育料は据え置きをさせていただきたいと思っております。今9つの保育所がありますけれども、平均的に1保育所といたしまして約1億円の運営費がかかっておるわけでごさいます。そうした形の中で、保育料を据え置くということについては大変厳しい財政の中であるわけでごさいます。弥富市の看板政策としてこれを継続していきたいと思っておるところでごさいます。

そして、新規の事業といたしましては、平成28年度からファミリー・サポート・センターを活用した病児・病後児の保育という形のものであるとか、養育支援等が必要になっている御家庭に対して、保育士であるとか、保健師を派遣していきたいという形のものと考えております。これらの関連費用といたしまして1,000万円計上させていただいております。

最後でごさいますけれども、市制10周年という形の中に対する記念事業が数々計画をしているということでごさいます。式典のほか、さまざまなイベント開催をしていきたいということを再三お話をさせていただいておりますけれども、記念事業としては県と一緒にやる先

ほどの防災訓練、あるいは花フェスティバル、健康講話、スポーツ講話、テレビ番組、あるいはミュージカルの上演というようなことを考えております。その総合的な事業費ベースといたしましては1,900万円を計上させていただいております。そのほか御指摘の農林水産事業費、土木費の増額でございますけれども、農林水産事業費という形の中では、農業の農村整備事業という形の中で、いわゆる土地改良事業に対して130%の予算を組みました。これは土地改良の予算が国・県のほうで非常に大きく伸びているというような状況の中で、その事業費が私ども市町村に対してもお話をいただけるだろうという形の中で、しっかりとした裏負担としての財源を用意しなきゃならないというような形のものがあるわけでございます。そういった形の中で、県の県営事業であるとか単県事業に対して土地改良事業を積極的に進めていきたいと思っております。

また、孫宝排水土地改良区及び鍋田土地改良区におきまして、それぞれの排水機の電気設備が改良をしていかなきゃならないという形の中で、非常に大きな予算があるわけでございます。そのほか土木費といたしましては、継続的な、いわゆる市道、そういった形の中で道路の整備をしていきたいということを中心に124%の事業費を組まさせていただいております。いずれにしても必要な予算であると認識しておりますので、議員各位の御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 一番力を入れているのは、やはりここ数年ずうっと服部市長言われているんですが、防災、弥富のまちを守る、これが一番大事だということで、防災のほうに力を入れてみえる予算編成になっているということは理解できました。

それには堤防の強化なんかはやはり国・県にお願いしやっていく。そして、内水面の排水設備に関しては、県のほうからの負担によって土地改良費の増額を受ける、こういう答弁をいただきました。それに沿って、弥富というものはゼロメートルですので、とにかく堤防強化で外からの浸水を防ぐ、これが第一番だと思いますので、しっかりとお願いをいたします。

次に、それでは弥富市のまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされました。これが28年度予算の中でどのような形で組み込まれているのか、お伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 山口秘書企画課長。

○総務部次長兼秘書企画課長（山口精宏君） どのように組み込まれておるかということについて御説明申し上げます。

総合戦略は人口ビジョンを踏まえまして、地域の実情に応じた今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめるものでございます。国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を集中的に実施していくものでございます。

本市の総合戦略は、第1次総合計画に掲げました将来像「みんなでつくるきらめく弥富

自然と都市が調和する元気交流空間」の実現を目指しつつ、この国の戦略における4つの基本目標を重点に置きまして、持続可能な活力ある地域をつくるため、この計画の中で施策を横断して、特に重点的に取り組む事項として位置づけております。長期ビジョンを持って市政運営を推進する趣旨から、基本的には総合計画を踏まえ、まち・ひと・しごと創生の趣旨に合致する施策・事業を総合戦略に盛り込んでおります。これらによりまして、予算の中では総合戦略に特化した事業としての取り込みということではなく、弥富創生につながる事業を引き続き取り組んでいくというものでございます。

平成27年度は国の交付金を利用した地方創生の先行事業としてプレミアム商品券の発行や子育て支援事業などを実施してまいりました。平成28年度は、地方創生に対する交付金での事業は計上しておりませんが、新たな活用できる事業については積極的に取り組んでまいります。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 特別これがこうだという予算のことではないと。今までどおり、過去にもずっと継続して、その中に第1次総合計画に基づいた弥富の施策の中に取り組んでいくと、こういうふうに理解をさせていただきます。

創生総合戦略の中で4つの基本目標を掲げておりますが、1番目に安定した雇用を創出することとあります。本市では以前から雇用を創出するために企業誘致に力を入れ、その企業で市民が働けるように取り組んでおります。仕事が人を呼び、人が仕事を呼ぶといった好循環を確立すること、若い世代を中心とした人口流出を抑制するためにも、市内で働き、出会い、結婚し、家を建てる、そういった若い世代に対して、住宅関連の支援策を考えてはと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 住宅開発に対してで、どのような支援をしていくかということについては私どもの地方創生における人口増加策という形の中においては必要な項目であろうと思っております。

しかしながら、この時期だけに、そういうようなことを住宅に対して補助していくということに対しては、これから、そして将来的にどこまでできるかということは十分検討していかなくちゃならないし、そしてまた今までもさまざまな形で住宅補助に対してはやってきたつもりでございます。そういったようなことにつきまして、継続的にできるものについては考えていかなくちゃならないでしょうし、先ほどの新規についてはよほど注視していかなくちゃならないと思っております。それよりも弥富としての魅力度を上げていくことにおいて、住宅が来ていただけるだろう人は来ていただけるだろうと思っております。住みやすさとか、そういったランキングを上げていくことが弥富市に対してそういう方たちを呼び込む施策であ

ろうと思っておりますので、弥富市としての魅力度を上げていきたい。それが都市基盤整備事業であったり、あるいは高齢化社会における医療の問題であったり、あるいは介護の問題であったり、あるいは子育てというような形の一体的な切れ目のない社会保障ということに対する魅力度を高めていくことが必要だろうと考えております。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、予算編成の概要について伺いましたので、次は各項目の詳細について質問をいたします。

近年、予算全体に占める土木費の割合が、先ほど説明しました低下傾向にありましたが、28年度は前年対比24%増となっており、私としては非常にうれしく思っているわけですが、その土木費の中でも、道路の修理、維持費、そして新設改良費といったところに分かれますが、それらが予算の中でどれぐらいの割合を占めているのか、伺います。

まず最初に、土木費のうち道路の修理、維持費が占める割合について、金額を伺います。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） おはようございます。

議員の質問にお答えさせていただきます。

土木費のうち道路管理、維持費が占める割合と金額ということでございます。予算科目で8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費で維持費のほうをお答えさせていただきます。

平成28年度一般会計予算の8款土木費、総額12億1,697万9,000円のうち、2項道路橋梁費中、2目道路維持費が占める割合は6%、金額は7,243万7,000円でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 私、以前も一般質問で道路の費用については伺いまして、過去のデータはいただいております。これを見ますと、22年度から4.5、4.7、5.5、6.7、7.2、6.7、6と今年度なっているわけで、そんなに大差はないなというような感じを持っております。

それでは続きまして、土木費のうち道路の新設、そして改良費が占める割合と金額を聞かせてください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 同じく道路新設改良費が占める割合ということでございます。

予算科目で、3目道路新設改良費でお答えさせていただきます。

3目道路新設改良費が占める割合は22.5%で、金額は2億7,441万6,000円でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） これにつきましても、以前を見ますと、23年、24年度が大体22、26.7%ということで、28年度に該当するかなと思っております。25年度におきましては36%という高額な割合になっております。今後弥富市内の道路を早くいろんなところにつくるた

めにも、もう少し割合を上げていただきたいなど。昨年度は15.9%と非常に低かったです。ようやく28年度は22.5ということで上がってきておりますが、これをもう少し30に近づけたような数字にさせていただきたいなど私の要望をしておきます。

それでは3点目ですが……。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員の考え方はよく理解できるんですけども、先ほども言いましたように、一番最初のときに義務的な経費という形の中で、私どもとしては社会保障費、医療、介護、福祉、そして子育て支援という中において、本当に高い伸び率なんですね。この義務的な経費をまずしっかりと押さえていかなきゃならない。そして、財政の健全化という形の中でしっかりとやっていかなきゃならない。

そうすると、どこで調整するかというのは、いわゆる公共事業なんですね。いわゆる道路であるとか、都市基盤整備事業である下水であるとか、そういうようなところの中で全体のバランスをとらせていただく以外の方法がないんです。義務的な経費、保障費を削るわけにまいません。子供たちの育成に対して、やはり市としてしっかりと応援をしていかなきゃならん。そういうことをしっかりと議員の皆様にも御理解いただきたい。道路がまちづくりの基本中の基本であるということは私たちも一番よくわかっております。しかし、そういうような状況の中で御判断いただくということが基本的に議員の皆様方においても、私たちは御理解いただきたいということをあえて申し上げておきます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） じゃあ、3点目に移ります。

市道中央幹線の伊勢湾岸道から名四国道まで約3キロメートルあるわけですが、この整備状況と今後の見通しについて、まず伺います。

28年度予算書に記載してあります市道鍋田23号線210メートルの区間はどこかお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 最初に、市道中央幹線の伊勢湾岸道路から名四まで約3キロ区間の整備状況と今後の見通しを答弁させていただきます。

市内を南北に結ぶ地域連携軸中央幹線道路の南部地区に当たります伊勢湾岸道路から名四国道、国道23号線まで約3キロ区間の整備状況につきましては、今年度の整備延長、約90メートルを含めると、整備延長約2,040メートル、整備率としまして68%となります。残り960メートルとなります。28年度は未整備区間のうち、210メートルについて整備予定となっております。

また、今後の見通しにつきましては、国道23号へ連絡する大型車の交通量の増加や市北部

への物流輸送による交通量の増加が予想され、より効果的に整備を進めることが重要であるため、未整備区間について継続的に国の財政支援を受けながら、また地元と相談させていただきながら、順次整備を進めていきたいと思っております。

次に、平成28年度予算書に記載してあります210メートル区間について御説明申し上げます。

予算概要説明資料に記載の市道鍋田23号線、施工延長210メートルにつきましては、伊勢湾岸道路の側道、県道境政成新田蟹江線と市道鍋田23号線が交差する信号交差点の北側約50メートルを起点としまして、北へ210メートル区間とするものでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） そうしますと、由良海運のあたりということによろしいですね。はい、わかりました。

今の中央幹線のことも申しましたが、南部地区の湾岸から、鍋田埠頭からの物流のことを言いますと、西尾張中央道、そして市道中央幹線ですね。そして155号と、名古屋第3環状線ということの3つになるわけですが、この名古屋第3環状線についての伊勢湾岸道から名四国道までの進捗状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 名古屋第3環状線の整備状況と今後の予定ということでございますけれども、今現在鍋田町地内から境まで供用開始しておりまして、今は境町から23号線に向かって用地買収を進めている状況となっております。一部境地内で工事も始まっている状況でございます。

今後の予定ですけれども、名古屋第3環状線につきましては、海部建設事務所でも工事をやっていただいております確認しましたところ、今後も順次整備を進めていくということで、現在鍋田町から国道23号線までの約1.4キロ区間について整備を進めていただいております。地元の皆様と調整を図りながら用地取得を優先的に進めまして、昨年度より境地内で一部工事をやっているということで、今後も早期に供用が図られるよう整備を進めるということで聞いております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） この間名港管理組合で発表がございましたが、10年後の名古屋港の整備計画の中で、鍋田埠頭においては第4、第5バースという建設が予定されております。そうしますと、コンテナの取扱量が今、鍋田埠頭では大体110万TEUぐらいあります。それで、飛島と合わせまして260万TEU、これが現状であります。これを10年後にはバースをふやすことによって、360から370万TEUにふやしたい。要は100万TEUふえるわけで

す。そうしますと、それを運ぶ車、コンテナトレーラーをいち早く名四国道までは最低スムーズに運べるというふうに早期にしないと間に合いませんので、ぜひそういったことをしっかりと考えていただいて、早期に建設をお願いしておきます。

では、続きまして4点目、財政調整基金と臨時財政対策債の考えについてお伺いいたします。

予算編成に当たっては財政調整基金からの繰り入れをできる限り少なくするという予算編成を以前からお願いしていたわけですが、28年度の予算では前年度に比べて2億1,974万円財政調整基金からの繰り入れがふえております。この理由としては、私としては臨時財政対策債の発行可能額が1億9,600万円減になっておりますね。これによるものなのか、まず伺います。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） おはようございます。

平野議員にお答えをいたします。

財政調整基金につきましては、議員御承知のように財源が不足する場合に繰り入れをするものでございます。平成28年度予算を編成する際に財源不足が生じまして、財政調整基金繰入金として計上をさせていただいたものでございます。御質問の臨時財政対策債につきましては、普通交付税とあわせて考えていく必要があるのではないかなと考えておりますが、普通交付税と合わせた額でございますと、平成28年度は平成27年度と比較をいたしまして1億5,100万円の減額を見込んでおります。そうした普通交付税や臨時財政対策債が減額になるということは、反面、税収等の歳入が伸びているということでございます。市税につきましては2億2,600万余り伸びておりますので、臨時財政対策債が減額となったため、財政調整基金繰入金が増加することには直結しないというものと考えております。

しかしながら、合併算定がえによります特例措置の縮減、先ほど市長もお話をさせていただきましたが、平成28年度は普通交付税と臨時財政対策債を合わせて、平成27年度と比較して約5,000万の減額を見込んでおりますので、その分につきましては歳入が減るということで財政調整基金の繰り入れがふえた要因の一つではないかなと考えております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 臨時財政対策債の発行が27年度から、今年度もですが、約2億円ずつ減額してきております。これは国の施策として予定どおり28年度、現行の臨時財政対策債の発行を終了すると考えるものでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤好彦君） お答えをいたします。

臨時財政対策債の発行額につきましては、普通交付税の算定の際に一定の金額が定められるものでございます。国が定めます平成28年度地方財政計画におきましても、地方税が増収となる中で、地方交付税総額につきましては前年度と同程度を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行を大幅に抑制するものとしておりますので、本市におきましても減額を見込んだものでございます。

また、臨時財政対策債の措置につきましては、御指摘のとおり平成28年度までとされておりますが、その後も当面は延長されるのではないかなと想定しているところでございます。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今、国の施策としてもどういふふうかまだよくわからないという中で、この合併算定がえが進んでいく。これは間違いないことで、5年でゼロになります。ですから、非常に難しい財政運営を今やらなきゃならんということで、財政課もしっかりとこれをお願いをしておきます。

次の質問に入ります。

次は、企業立地奨励金についてであります。

平成26年9月議会におきまして、企業立地奨励金の条例改正が行われ、同年の10月1日より新条例が施行されました。償却資産の2分の1を3年間減額ということで、予算概要説明書では固定資産税相当額、ゼロ社と記載してありますが、これ名古屋ユナイテッドコンテナターミナルが28年、29年と2年間旧条例の対象企業となっていると思いますし、川崎重工東工場が旧条例の最後の対象企業となって、固定資産税相当額の企業数は2社であると思いますが、この説明をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） まず、28年度に予算計上しました企業立地奨励金につきまして、2,520万円につきましては条例改正前の企業1社、先ほど議員言われました1社ですね。名古屋ユナイテッドターミナルが25年度から29年度までの5年間交付予定ということで予算計上してあります。

今後の交付予定としまして、条例改正前に指定申請がありました企業1社、先ほど言われた川崎重工ということで、こちらにつきまして平成29年度から33年度までということで5年間交付ということで予定されているものでございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） そうしますと、固定資産税2分の1相当額という新しい償却資産だけについての企業は1社ありますが、どこでしょうか、これ。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 条例改正後の対象企業ということで、今のところ申請等はないので、今の企業立地奨励金の予算につきましては、旧の条例に基づく申請企業ということになっておりますので、そのあたりはよろしくお願ひします。新の企業立地奨励金条例についての対象企業はないということです。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私どもの企業立地の奨励金に対して川崎重工さんの位置づけというのは非常に大きいものですから、少し川崎重工さんのお話をさせていただきますけれども、今後の交付見込みという形の中では川崎重工さんは平成30年と31年度で4億9,000万円ほどでございます。非常に大きな交付見込みでございます。そして、それが32年、33年というような状況になりますと、先ほども言いましたように全体としては4年経過するというような状況の中においては2億4,500万円ほどまだ交付をしていかなきゃならないというような状況です。

これが満額私どもの税収という形の中で見込めるような状況になった場合においては、大変ありがたいというような状況でございます。

○議長（武田正樹君） 平野議員。

○10番（平野広行君） これにて私の質疑を終わります。

○議長（武田正樹君） 次に、鈴木みどり議員、お願ひします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、議案第37号弥富市環境保全条例の制定についてお聞きしたいと思います。

昨年12月の一般質問で、10月31日未明に起きた佐古木での火災の焼け跡処理について質問をしました。続き3軒全焼の中、現在2軒はきれいに整地されています。しかし、真ん中の火元とされるところは、いまだに焼け跡がそのままの状態です。あれからもうすぐ半年を迎えます。ただでさえ不安定な燃え跡の残骸はシートがかぶせてあるわけでもなく、風雨にさらされています。フェンスで囲まれていた残骸も半年近くもなると、フェンスも崩れかけており、強い風が吹くと金属同士が当たる音がするし、残骸が飛んでくるのではないかと近隣にお住まいの方はとても心配されています。また、通学路でもあり、子供も簡単に焼け跡に入ることができます。12月の質問の答弁として、市長から全て行政が片づけるわけにはいかない。一度よく親族と協議をされるとのことでしたが、現在はどのような状況になっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問の件でございますけれども、前回12月にお話しさせていただいた内容とは現段階では変わっていないわけでございます。

やはり相続人の関係が実際に放棄されてみえる方とか、そういったことがありますので、

それ以後の進展というのはございません。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） この議案第37号ですが、この条例は焼け跡の処理について当てはまるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今回上程いたしました環境保全条例第7条におきましては、土地または建物の雑草等の管理への条文中に、罹災に伴って発生する残焼物、火災等における残焼物、または廃棄物その他これに類するものにより周辺的生活環境を損なうことのないように管理しなければならないと規定しております。

今回御質問の平成27年10月31日未明に発生した佐古木の火災で発生した残焼物についても、この条例の規定するものに該当すると考えております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 当てはまるとするならば、行政代執行は可能ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 行政代執行が可能になるかということの御質問でございますけれども、この環境保全条例第14条で定めております雑草等除去の代執行での条文中に、第7条の規定に違反した所有者等が第12条の規定による、いわゆる指示命令ということでございますけれども、12条で規定する命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは行政代執行の定めるところにより、当該雑草等の除去に伴うことができるものと規定しております。

ただし、行政代執行を行う場合には、条例第11条の指導または勧告及び条例第12条の措置命令を所有者等に対して行う必要があります。その後、所有者等に対して相当な履行期限を定め、その期限までに履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、所有者等に対し代執行を行う旨を通知後に除去を行うこととなります。

今回の事案につきましては、所有者が亡くなっておりますので、条例に基づく指導または勧告及び措置命令を行う相続人を確定する必要があります。その相続人に対して条例第11条指導勧告及び第12条措置命令等の手続を行った後、履行期限を過ぎても履行しない場合に対しては代執行はできると考えております。

ここで相続人ということに対して、この家庭に対しては相続人はお見えになると思っております。しかし、今、相続の問題というのは大変難しい問題もあるわけでございますが、その相続の方がきちっと指導勧告、あるいは措置命令を受けていただいて、わかりましたと。いわゆる代執行における諸経費の請求はその方に行くわけです。我々は大切な税を使って仮

に代執行した場合においても、その諸経費については相続をされる方をお願いをしていくということになります。だから、相続の方がこの物件に対して放棄したというような状況において、じゃあそれがそのまま行けるのかどうかということに対して、大木副市長から少し話をさせていただきますので、いわゆる相続をする者に対する義務というのがあるわけですね。そういったことについて、少し補足説明をしてもらいます。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） まず、相続人を確定するということについて、まずこの条例が成立しないと我々にはできないと思っております。といいますのは、いわゆる固定資産税の課税等につきましては、徴税法に基づいて亡くなったら相続人を確定するために調査できるという権限がございますけど、そこに片づけるとか、あるいは代執行するということについては、地位を確定するには権限がない。だから、税務課が知っておっても、我々行政代執行という部分については、そういった権限がないものですから、この条例がまず成立しなきゃやれないとまず思っております。

それと、14条で代執行した費用については、当該所有者等から徴収するというようになっておりますから、税を使いますけれども、必ず徴収するということです。ですから、本人、あるいは関係者からいただくということが大前提です。ですから、税をそのまま使って終わりということにはなりません。

それで、先ほどの相続放棄してしまったらどうなるかということでもありますけれども、まず第2条に定義がございますして、所有者等というのを定義しております。その中で所有し占有し、または管理する者としておりますが、所有する者が死亡している場合は、管理する者は相続人が該当してくるということでもあります。

そこで、相続人となる人が相続放棄をした場合はどうなるかということでもありますけれども、まず民法918条では相続人はその固有財産におけるのと同一の注意をもって、いわゆる自分の財産と同一の注意をもって相続財産を管理しなければならないとなっております。その後にはたし書きがございますして、相続の承認、これは限定承認だと思えます。それから、また相続放棄をしたときはこの限りでないとなっているということは、いわゆる固有財産の管理をする必要がないととられますが、しかし相続放棄によって相続財産の管理に空白が生じてしまいます。利害関係人の利害を害したり、隣地等の生活圏を侵害するということがございますので、そのようなことがないように民法第940条で相続放棄をした者はその放棄によって次の相続人となった者が財産の管理を始めることができるまでは自己の財産におけるものと同一の注意をもってその財産の管理を継続しなければならないと規定しております。

相続放棄をした相続人は、ほかの共同相続人、いわゆる同じ順位 of 相続人、または次順位の相続人が現実に相続財産の管理を開始するまでは管理をしなければならないということに

なっております。したがって、相続放棄をしたからといって、即、管理責任がなくなるわけではありません。全ての相続人が相続放棄した場合でも、いわゆる全部が放棄してしまったという場合もあるかと思いますが、そういった場合でも、次の管理者が登場するまでは管理責任が消滅することにはならないということになっております。これでは相続放棄を選んだ意味がないということになってしまいますので、民法第951条では、相続人のあることが明らかでないときは相続財産は法人とすると、いわゆる人格を与えるということになっております。

また、952条、次の条ですが、951条の場合には、いわゆる前条ですね、家庭裁判所は利害関係人または検察官の請求によって相続財産の管理人を選任しなければならないということになっております。それで、相続人のあることが明らかでないときということについては、相続放棄によって相続人が不存在になった場合も含まれると解するのが通説、または判例となっております。したがって、行政代執行にかかった費用については、相続放棄をした相続人に請求することになり、既に相続財産管理人が選任されているときについては、相続財産管理人に請求することになると考えております。

それで、先ほどの952条で、いわゆる家庭裁判所に利害関係人または検察官の請求があれば家庭裁判所が選任しなければならないとなっておりますから、その利害関係人が地方自治体が含まれるのではないかと私は思っておりますけれども、これは一応よく調査しなければいけません、いわゆる被害を受ける方、当然隣地の人もいますので、そういった方も含めて請求ができると思っておりますから、何らかの形できちんと処理ができると思っております。以上です。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ということの中で、今回の環境保全条例をこの提案させていただいたものをまず認めていただいてということでございます。

そして、佐古木のこの案件につきましては、相続をされる方がお見えになると私たちとしては理解をしているところでございます。そういった形の中にお話をさせていただいて、そういうことをしますよということを一定期間を定めながらお話をさせていただいて代執行していくというような形になろうかなと思っております。

今、議員おっしゃるように、いつまでも放置するわけにいかないというのが大前提になろうと思っておりますので、この辺の諸手続をしっかりと進めながら今の跡を措置をしていくというような状況になろうかなと思っております。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 近隣の皆さんは、台風シーズンまでには何とかしてもらいたいと要望していますけれども、今のお話を伺っていると、それにとっても間に合わないのかなという

気持ちもありますが、早くこの条例を通して、一日も早い解決を願うばかりでございます。

それともう1つ、関連事項としてお聞きしていきたいのですが、弥富市環境保全条例のあらましの中の3で、環境の保全のための投棄の禁止、土地または建物の雑草等の管理と書いてあるんですけども、これで不法投棄や雑草が生い茂って困っているというようなところがある場合、これは区長さんを通して市のほうに処理をお願いしたらいいのか、個人的に市のほうにお願いしたらいいのかをお聞きしたいなと思ひまして。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 雑草等につきましては、一つには消防法上で毎年指示しているというのが現状でございます。

先ほど言われましたように、投棄等の問題でございますけれども、まだちょっと施設的にどうするかということは決めておりません。区長さんをお願いできれば一番いいかと思ひますけれども、個人の方でありましては御相談いただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 不法投棄のごみ等においては、今私どもはシルバー人材センターに全体の予算の枠の中で道路管理上の問題も含めて、ごみの収集というようなことについても依頼をさせていただいております。そういった形の中で、そういったことにどれぐらいのごみの量だかちょっとわかりませんが、そういったことについては私どもを経由しながらでも結構でございますけれども、シルバー人材センターでお願いをしていくことも考えております。

いつまでも枯れ草だとか、そういうものについては、まず基本は個人なんです。基本は個人。この原則を崩さないでいただきたい。そういった中で自己管理していただく、そしてそれがどうしようもないときには我々行政として知恵を出しながら、区長さん、あるいは住民の皆様と御協力させていただきながら措置していくというようなことになろうかなと思ひております。どうしてそういうような状態になっているかということにつきましては、あくまでも個人という形の中でその管理をしていただきたいということをお願ひ申し上げます。

○議長（武田正樹君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） これで私の質疑は終わりたいと思ひます。

○議長（武田正樹君） 暫時休憩します。再開は11時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、私からは2点ですね。一般会計予算と、議案第30号道路占用料条例の一部改正についてでございます。

まず、一般会計予算のほうでございますが、1点目は国民健康保険の特別会計繰出金1億2,000万円についてお伺いします。

昨年度の予算では当初は1億円と、そしてまた今議会に出されている補正予算で1億3,000万円ついております。そうしますと、合計2億3,000万円ということになりますけれども、それが今年度の予算で見ると、これが1億2,000万ということなのに、これで本当に財政のほうは大丈夫なのかと私は思うんですが、この辺について説明をお願いいたします。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えします。

特別会計の繰出金1億2,000万円でございますけれども、御存じのとおり国民健康保険の事業運営については、議員御承知のとおり、保険税、国庫負担金、その他の収入を財源とし、保険給付を中心として行うものでございます。そのため特別会計を設けて独立採算制で経理されることになっております。

しかしながら、保険給付については年々増加傾向にあり、それに伴う財源の確保が大変厳しい状況でございます。そのため国保運営の安定化のために一般会計から繰り入れし、安定した運営を行うためのものでございまして、本年度は1億2,000万の繰り入れでございます。これは昨年度の予算のときもいろんなお話がありましたけれども、予算の組み方というもの一つあると思います。

それから、もう1点といたしましては、何度も答弁しておりますけれども、足りない部分については補正を組んでも対応するというのを、今回の補正予算でもそうでございますけれども、そういった形のことを考えております。当面1億2,000万というもので当初予算を組ませていただいたというのが現状でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 要するに最近では1億円程度しか入れておりませんが、その前は2億円規模で入れておりましたよね。そして、今回を見ると、実際は1億円で足らんかったから補正で1億3,000万も組むというような状況になっているわけですので、これはやはり当初からちゃんと2億円で構えて、補正で1億を超えるような補正がぼんぼん出てきたら

困ってしまうので、やはりその辺はあらかじめ算定していく必要があるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げますけれども、私どもが予算編成する状況の中において、国からの入が定まっていない状況が多いわけですよ。そういった形の中で、国のほうが最終的にどのような入が入ってくるかということに対して、国保全体の会計が不透明な部分もあります。

そうした形の中において、前年もたれというような状況の中で予算編成をする場合もありますので、そういった形の中で御理解もいただきたいなと思っております。そして、所管の部長が話をしましたように、国保運営全体の安定資金としてできない場合においては、これはまた議員各位にお願いをいたしまして補正というような状況もあり得るといってございまして、国からの入ということに対して、まだ最終決定されておりません。そういうような相対的な枠組みの中でもお考えをいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市長のほうから、国からの入がと言っておりますけれども、確かに国から基準で出てくる部分は、特に今回は少なかったんじゃないかなと思っておりますけれども、ただその一方で、ほかのお金として低所得者に配慮した形で国から4,300万円ほどがおりてきているんじゃないかなと思っております。

これからさらにこれがふえていくはずでございますので、それは国保の安定化というよりは、低所得者に対する軽減政策ということで私は国からおりてきていると思っておりますので、やはりそれはしっかりと国保に加入する大変な人たちに対して軽減政策を行っていただきたいなと思うんですが、ただ今回補正の関係でこういう形で1億3,000万も出てきたということで、これだけ厳しい状況というか、病気等が発生してこういうふうになったのかなとは思いますが、そういう状況の中でそこまでは言いませんけれども、ただ当初予算から構えとして2億3,000万円を拠出する状況になっているのに、今年度1億2,000万しかないということがやっぱり大きな不安になっておりますので、その辺はもう一度配慮していただきたい。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） だから、御答弁申し上げますけれど、国保運営の安定ということに対しては、我々はそういった形の中で当初予算に組み入れるときに全体の国からの入ということについても不透明なところがある。さっきも言いました。

しかし、これが国保運営の安定に資するというような状況については、皆さんの御理解をいただいて補正を組ませていただいて、きちっとした運営をしておるわけでございますので、何も心配ないんじゃないですか。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに補正で組まれるということになるんですけども、ただ補正でそんな1億3,000万も補正があるというような状況というのはどうなんですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） だから、当初予算でしっかりと基本的な予算が組めればいいですよ。組めないからそういう形でお願いしたいということを申し上げておるわけですよ。どこに矛盾がありますか。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 逆に3年ほど前までは2億円規模で最初から入っていたわけですよ。ところが、近年になって1億円規模にしかなくなってないという状況の経緯がありますので、その辺についてはどうでしょう。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） これは私たちが一般会計の予算、あるいは特別会計の予算を総額として組むときに、どうしても一つの考え方としてこういうような形で当初予算についてはこれをお願いしたい。しかしながら、運営して行って当然足りないというような状況のものにおいては、後でそうやって補正で組ませていただくというようなことは会計の一つの手法としても御理解をいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに会計の一つとして、それは補正が組まれているのはわかるんですけど、ただ規模が大きいから、やはりここはもう少し補正の規模を考えて、当初から予算を組むべきではと。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） だから、国保運営が規模が大きいというのは国策ですよ、もっと言うならば。国のほうが社会保障税一体改革の中で、国保に対して地方の疲弊した財政に対して繰り入れてくれればこういうようなことにはならないわけですよ。だから、国保運営の金額なんて大きいに決まっておる、最初から。そうでしょう。

だから、そういった形の中において、我々としては当初からプラス・マイナスというような状況がありまして、じゃあ3億組んでおいたら今度は補正でマイナスですよ。考え方としてはそれと同じですよ。だから、実態として地域が疲弊しているから、国が例えばそういう形の中で国保運営の安定策として繰り入れてくれればいいですよ。なかなかその辺がうまくいかないものですから、平成30年から市町村から都道府県単位という形の中で我々の保険料の基準額をこれからどれくらいになっていくんだろうということが大体この秋ぐらいから示されてくるわけでございますけれども、そういうようなことも踏まえて国保運営について

は大変厳しい状況があるということで、プラスもあるし、マイナスもあるのが補正でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長、そういうふうに言われますけれども、やはりこの当初を近年減らしておることがこうした補正が出てくる現象になっておるものですから、その辺はちょっと考えていただきたいなと思っておるわけでございます。繰り返しになりますから、今この場ではあれは続けますけれども、そういった形を配慮していただきたいと思っています。

では続きまして、一般会計予算の中の保育所、給食調理業務委託費についてお尋ねいたします。

まず、この調理委託に対して、栄南保育所と聞いておりますけど、何名規模で調理委託される予定なんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 調理員の配置状況についての御質問をいただきました。

この調理員の配置の人数につきましては、国が定める調理員の配置の基準がございまして、その人数を最低基準として行います。この基準に基づきまして委託業者が責任を持って配置をさせていただきます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 現状で栄南保育所のほうで調理業務をされていた方が退職するので、その補充をせずに委託すると伺いましたけれども、退職者は何名なんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 退職者は1名でございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、栄南保育所は今まで1名だったのか、それとも今いる方々はどのような扱いになっているんでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 栄南保育所の調理員が退職をするわけではございません。保育所全体の調理員の中で退職があるわけでございます。

なお、退職された方についての補充をしないということに関してと、今おる職員を雇用しないということはまた別の次元の話でございまして、退職をされない方に関しては責任を持って市が雇用を継続するというところに変わりはありません。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そういう退職のほうとは関係ないということで伺いましたので、では

こうした給食委託なんですけど、小学校は今されておりますけれども、やはり幼い子供たちには何かあればすぐ危険と隣り合わせという状況がございます。

そんな中で給食業務を委託して安心・安全から守れるのかというのが大きな不安になっておりますので、やはりここは現行どおり市のほうが責任を受け持ってやっていくといったほうがいいんじゃないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 食の安全についての御質問をいただきました。

食の安全につきましては、小学生も幼稚園も保育園も変わるものではないと思っております。また、食の安全につきましては、学校給食の食物アレルギーの対応の手引、それから給食調理業務についてのいろんな基準がございます。もちろんその基準をクリアした業者に私どもは委託をさせていただきます。学校調理業務においても、10年以上の実績がございまして、事故が一度も起きたことはございません。私どもは安いからその事業者を選ぶわけではございません。全ての基準を満たした事業者、そして子供たちが安全に給食を食べられる事業者を選定してまいりますので、その点については市が責任を持って対応させていただきます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 実際、これは全国的な話になりますけれども、こうした委託業務の中でアレルギーに対する対応がおくれたり、また配膳ミスが起こったり、プラ片の混入があったりという事故が起こっているわけですね。ただ、やはりそれが弥富市では起こらないと言えるわけではないと思うので、そういった部分で私は大きな不安が残るんじゃないかなということなんですけど、だからこそ市でしっかりと今までどおり行っていただきたいと思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今お話を伺っていると、委託の業者さんにはミスがあって、我々が雇っている調理員さんにはミスがないというふうにとれますけれども、それはおかしな話じゃないですか。

まず、私どもが小・中学校に委託している業者さんについては、しっかりと何社かからプロポーザルをしていただいて、その何社かのうちから選んでいるんです。で、しっかりとした会社のセオリーに従ってやっている業者さんを選んでいるわけですから、今回の保育所についてもその業者さんをお願いしていこうと思っておりますけれども、しっかりとした業者であるということについては、私は自信を持って言えると思っております。

ですから、市でやるのと、業者の方がやられることについては何ら変わらんとお思いますので、何か混入しているとか、そういうことを言われますけど、今までそういった事故

は一切ございません。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） ただ、変わりませんと言いますけれども、指揮命令系統は変わると思うんですね。直接市がこうやって言えるものと、ただ業者を通して、会社を通して回ってくるものと、ちょっと命令のスピーディー感は違ってくると思いますけれども。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私たちも委託したから任せっ放しということじゃないわけですが、やはり定期的に衛生管理であるとか、安全管理ということについては厨房等において見させていただきます。そういった形の中で御理解いただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 御理解はいただけんけれども、このままやっても平行線かなと思しますので、また新たに行いたいと思っております。

3点目でございますが、この一般会計のほうで、病児・病後児保育事業が来年度からスタートするというので、そこで補助金のほうが出ております。その病児・病後児に対しては、子育てするなら弥富ということで先陣を切ってこの地域ではやっていくことだろうと思っておりますし、本当に今大変な人たち、保護者の方から要望があって、こうした制度改善としては本当に素晴らしいものだと私は思います。

ただ、残念ながら一歩惜しいかなと思うのは、やっぱり時間当たりの単価がどう考えても高いんですね。1時間当たり1,200円と。一応上限を設けて3,600円で切っておりますけれども、やはり1,200円というのはかなり高い数値じゃないかなと。愛知の最低賃金は820円です。一般のお母さんたちがパートに出かけて850円とか、そういった中で働いているわけでございます。また、ファミリーサポートを使って行っていただくわけでございまして、基本的には700円、そしてまた時間外だと800円とかいうことになっていきますけれども、せめてそのぐらいの水準でできんかなと思っております。だから、ここの補助金をもう少しふやすだけで、それは可能になってくるんじゃないかなということなんですけれども、例えば1,200円のうち、どこら辺の水準にするかはわからないんですが、例えばファミサポの時間外をとって800円とします。そうすると差額400円ですよね。この400円を上限3時間分ですから1,200円だと、1人当たり。この1人当たり1,200円を仮に300人、年間365日だけそこはないということで300人が利用すると計算しますと、36万円なんですね。この36万円をここにプラスする。現行の補助金63万円ですが、36万円、切りのいいところで例えば100万円とすると、この利用料が800円まで引き下がるという計算になると思うんですけれども、そうした補助金をちょっとふやして大変な負担を抱えて、それでも働かなきゃいけない。そうした状況の中で負担軽減を市のほうとして、子育てに優しいまちとして行っていけんかと思うんですが、いか

がでしょうか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御承知のとおり、援助をしていただく協力会員に支払う報酬が利用料金でございますけれども、1時間当たり1,200円となります。

ただし、利用者負担の軽減のために1日の利用料の上限を3,600円と設定させていただいております。3時間分ということですね。協力会員に対する報酬額と利用料との差額は市が補填する、それが今回の補助金のものでございます。

補助金額の積算は1日当たり8時間利用されると仮定し、年間利用見込み者数を100人程度と想定しております。一時保育事業の利用料、これは1時間当たり400円でございますが、との均衡も考えますと、適切な利用料金であると考えております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 一時保育所の利用料金は、保育料と同じだから所得によって多少違いますけれども、そんな1時間当たり1,200円もするということではないと思いますが。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 一時保育の利用料につきましては、1時間当たり400円でございます。これは9時間利用されれば3,600円になるわけでございます。1日利用されればですね。そうすると、病児・病後児の保育の金額と合ってくるわけございまして、その点において部長のほうから均衡がとれておるといふ御説明をさせていただいたものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 要するに上限が同じということでおっしゃっているのではないだろうと思うんですが、なるほどそういう実態ということであれば、こちらのほうも私はちょっと危惧するところになるんですが、ただ今回せつかく始められるものですから、1時間当たり1,200円と聞いちゃうと一歩引いてしまうところがあるんじゃないかなと思うんです。

ただ、病気のお子さんを抱えながらも働かなきゃいけない苦しさというのは本当に心苦しい、お母さんたちだって大変な思いをしてやってみえると思うんです。そうした方々において、あと一歩手を差し伸べていただくことはやぶさかじゃないんじゃないかなと思うので、ぜひこれは進めていただきたいなと思っておりますけれども。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） 先ほど議員からパートの方が1時間当たり800円だとか、850円だとかという賃金のお話もございました。

病気の子供を預かるということに対しては、預かれる会員の方は非常に大変な思いをされます。健常児ではございません。こういう方がこの病児・病後児保育の協力会員としてお

預かりをいただくわけでございますので、それなりの報酬を用意させていただければ、その協力会員は集まりません。ですから、1時間当たり1,200円という料金設定をさせていただきましたこの金額は、協力会員の方にお支払いする金額でございます、市がこの金額をおさめるわけではございません。プラスその時間数を掛けた分を全部協力会員さんのほうにお支払いをさせていただくと、利用者の方の負担が大きいものですから、上限を決めて3,600円を超えた分については市が協力会員の方にお支払いをして、その方の手取り分というんですかね、その日の人件費としての分についてはその方に損がないようにさせていただく制度でございます。

こういう制度の趣旨も御理解をいただくとともに、働きに行かれるわけでございますので、働きに行かれる分については、やはりその分を働きに行かれた分とこちらに預けた分との差額もあろうかと思えますけれども、その辺のところは御理解がいただける金額ではないかと思っております。弥富市においては、この料金より高いところもございます。また、安いところもございます。全てが安いところに合わせるわけにはいかないのも現状でございます。御理解をいただきたいと思えます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 御理解はいただけんのだけれども、要するに病児・病後児を預かって面倒を見られる方に対して1,200円という報酬を与えても、僕はいいと思うんです。

ただ、そこはこの補助金によって軽減できるんじゃないですか、利用者負担はということなんです。だから、例えば市があとプラス400円を1時間当たり出せば、利用者は800円で利用できるんじゃないですか。

○議長（武田正樹君） 村瀬児童課長。

○民生部次長兼児童課長（村瀬美樹君） どちらにしましても、この補助金に関しましては税金でございます、利用されない方もこの分を支払っているわけでございます。その方が働きに行かれて稼いでおみえになる分も、利用されない方は補填をある面ではしてみえる分があります。ですから、ある程度のところの落としどころというのは当然あろうかと思っております。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そう言われますけど、じゃあ利用できない人って誰なんですか。僕は全員等しく利用できるんじゃないですか。病気になるお子さんをお持ちになる方、利用できない方は僕はいないと思うんです。だから、等しく誰にだってその権利はあると思うので、平等性はこのまま僕は保てると思うんですが、いかがですか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員は少し誤解をさせていただいておると思うんですけれども、こ

ういう対象の児童・生徒という形の中で、お持ちのない方に対して市民も多くお見えになるわけでございます。そういった形での一般的な利用できない、利用されるという形のことで御理解いただきたいわけですが、いずれにいたしましても病児・病後児のこの制度につきましては初めて運営をしていく状況でございます。年間100人ほどを見込みながら、少しでも子育て支援をしていきたいということでございます。運営の途中でいろいろとまた利用者の声も聞けると思っておりますので、そういったこともまた今後の中の反映にしていきたいと思っておりますので、御意見として承っておきます。ありがとうございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） うまいように丸め込まれてしまったような感じがありますけれども、あとそんな多額な費用じゃなくて、対象100人とすれば36万円から12万円というふうになってくると思うので、プラス12万円、せっかくやり始めるんだったらお願いできないかなと思います。

続きまして、次の件へ行きますけれども、河川維持に関しては質問のほうでさせていただいたんで、これは省かせていただきますが、公園子供の遊び場整備について、これも一般質問させていただいたんですが、その際に事業計画としてこれから公園のほうの長寿命化修繕計画をして考えていきたいということで書いてありますが、ただ一般質問では公園18カ所、子供の遊び場30カ所が市内にあるということでございましたが、これも予算を見ると対象公園数だと20公園になっているんですね。この数の違いは何なんでしょう。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 都市公園ということで、公園のほうの都市計画課所管の公園の中で都市計画決定された公園ということで区分分けしておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） そうしますと、都市公園以外は余り考えていかないということなんですか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 公園の長寿命化計画におきましては、国の補助金をいただいて作成するものでございまして、計画としては都市計画公園が対象となるということでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 国の補助はそうかもしれませんが、やはり市内にある公園と、先日、早川議員も言っていましたけれども、子供の遊び場も含めた形で適正な子供の遊び場、または高齢者の憩いの場として活用していただきたいと思っておりますので、計画のほうにはぜひそうしたことも踏まえながら行っていただきたいなと思っております。

あとは一般会計のほうはもう1つ最後に、これはいい方向で捉えていただきたいんですが、金魚サミット補助金が10周年記念事業の一環で予算化されていると思います。私といたしましても、今の金魚産業は大変危惧しております。実際には今まで僕が小学校のころぐらいは各家庭に玄関に入れば玄関のところに金魚がいたりしたかなと思うんですが、今の家を見ると金魚を置いてあるところがほとんどないという状況で、本当に金魚の産業というのは大変だろうなと思うところでございます。

以前、この弥富市は金魚と文鳥のまちとして栄えておりましたが、その文鳥がいつの間になくなっておりまして、今では金魚と芝桜のまちということになってきていることかと思えますので、この文鳥の二の舞にはいけないんじゃないかなと思っております。だから、この金魚サミットは僕としては最大のチャンスじゃないかなと、これを対外的に広める。しかし、これまでどおり何も新しい手だてをせずに行っていたら、このチャンスをみすみす逃してしまうことになるんじゃないかなと思います。だったら、やはり新しい金魚サミットをいい機会と捉えて、新しい金魚にまつわる政策、そしてまたアイデアが必要になってくるんじゃないかなと思っています。ただ、今までどおりの金魚を展示するとか、そういうことじゃなかなか広がっていかないと思うので、もっと金魚に対してさまざまなアイデア、例えばこれは僕の勝手な思いつきですけども、B級グルメが今全国的にはやっているということであれば、金魚にまつわるB級グルメをつくるとか、具体的に言えば金魚の形をしたカレーをつくってみるとか、パフェをつくってみるとか、そういう形でいろんな方策をやっていたかと。または関連グッズですね。きんちゃんグッズもありますけれども、そうしたものを広げていくとか、さまざまな形でいろんなアイデアで、新しいアイデアで、この金魚に対して活性化を図っていただきたいと思っております。これに対しては答弁は要りませんので、これは要望としてお伝えさせていただきます。

もう1点です。一般会計のほうはこれでいいんですが、もう1点、議案第30号弥富市道路占用料条例の一部改正についてでございますけれども、道路を賃借している例えば電柱などの賃借料に当たる部分がこれになると思うんですが、基本的に見たうちでは値下げになるということで思っておりますので、どれほどの税収の減になるのか、まずお答えください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 道路占用料条例で今回の改正で減額になる金額でございますけれども、27年度に比べまして約150万円の減額となります。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） なぜこれが引き下げになっていくんでしょうか。まずお答えください。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 今回の条例改正の背景には、道路法第39条において道路管理者は

道路の占用につき占用料を徴収することができるかとされており。占用料の額は民間における地価水準等を勘案しまして算定されており。また、占用料の額は道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとしておりまして、今まで国において占用料の額は占用物件の種類ごと、所在地区分——全国をそのときは3区分してございましたけれども——ごとに定められておりました。

しかしながら、地価の高い都市がある一方で、周辺自治体との合併によって人口が多いながらも地価の低い都市も存在しており、現行制度では同区分に位置づけられる都市の中でも大きな格差が生まれてきております。また、例えば人口の少ない都市でも一部の人口の多い都市よりも地価の高い都市があるなど、逆転現象も多く生じてきたことから、現行3区分で今までやってございましたけれども、固定資産税評価額の地価の平均をもとに第1級から第5級の5つの区分に分けさせていただきました。具体的には、それぞれの区分に該当する市町村を告示でそれぞれの区分ごとに市町村名が列挙されておりまして、本市におきましては第3級地となっております。

国においては、平成24年度に行いました固定資産税額の評価がえ、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、平成26年4月1日から現状の適正化を図るため所在地区分の見直しを行うとともに、その他所要の改正を行っています。

今回、愛知県において道路法施行令の一部改正に伴い、これに準じまして平成27年度の評価がえをもとに算出し、平成28年4月1日から占用料の額を改定するものであり、本市においてもこれに準じまして占用料の額を改定するものでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 最初に市町村で定められるとして、ただ国の基準があるので、そちらのほうで適用されていくものですから、今回土地の評価がえがありまして、全体的にこの地域は引き下がるということで理解するんですが、ただ市町村が定められるということで、この国の基準は必ずしも守らなきゃいけないものなんではないでしょうか。

○議長（武田正樹君） 竹川開発部長。

○開発部長（竹川 彰君） 国においては道路占用料制度に関する調査検討会報告書というのがありまして、占用料の改定期限においては、おおむね3年程度ごとに改定を検討することが妥当であるというふうな提言がなされております。それにおきましては、国においては平成20年4月、平成23年4月に続き、今回道路法施行令を一部改正しまして、26年4月から新たな占用料の単価により占用料を徴収するということになっております。

やはり固定資産税評価がえの評価をもとに道路占用料を算定等しておりますので、今回弥富市が行う道路占用料においても3年ごとの固定資産税の評価がえの評価時期に合わせまして、県及び他の市町村と同様の歩調をとっていくというのが一番妥当かなということで、今

回改正をさせていただいておるものでございます。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 妥当であるということは、何も100%守らなきゃいけないということではないということで、逆に理解しますけれども、基本的に道路をそうやって貸しているところは大手電力会社であったり、大手電話会社であったりすると思うんです。そうした体力のあるところであれば、今までどおりにこれを納めていただいて、その分は住民・市民サービスに還元するほうがいいんじゃないかなと思います。

そうした150万円があれば、さっき言っていた病児・病後児を見る分にも全然充当できるわけでございますので、そうしたことも含めながらちょっと考えていただきたいなと思います。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げますけれども、我々も他の自治体との歩調というようなこともございます。そういった形の中においては、弥富市だけが据え置きというような状況にもまいりません。そうした形の中においては、この海部地域の中においても占用料の見直しということが随時されておるわけでございますので、そういった観点からも御理解もいただきたいと思います。

○議長（武田正樹君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 確かに歩調というのはございますけれども、ぜひ住民・市民サービスに還元できるよう引き続いて、もちろん今までも大変な努力されていると思うんですけれども、引き続いて努力させていただくことを強くお願い申し上げまして、今回の私の質問は終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 盛りだくさんの通告を慌ててしたんですが、とても時間内におさまりそうにございませんので、委員会やそういうところでまた質問を、せっかくいろいろ御検討いただいていると思いますので、そういうところで質問させていただくことにいたしまして、時間の許す範囲で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、予算概要説明資料の18ページの上段にLED防犯灯の借り上げ料が777万円計上され、27年度分のLED化と28年度に予定しております60灯を合わせて4,769灯のリース方式による10年間のうちの1年分であるということですね、これは。予算に関する説明書の中で、さらに詳しく電気料金については879万2,000円、リースに含まれていない既設の654灯と合わせたLED灯5,423灯分と危機管理課で直接使いますもう少し違う防犯灯もあったり、あるいはそんなにたくさん電力は使わないと思いますが、防犯カメラなどのものも含めたものだというふうに理解をしておりますが、これにLED防犯灯の管理委託料を含めま

して、合わせて年間1,664万8,000円となります。国によります若干の補助金があったとはいえ、これまで各自治会に電気料金分と蛍光管や自動点滅器の取りかえを含めて負担をしていました。ここ数年間の防犯灯維持管理費補助金は、年間約1,700万から1,800万円でしたが、それをも下回るものとなると思います。

さらにリース期間が10年過ぎますと、弥富市に無償で移管され、その後5年間ぐらいはほぼ電気料金のみで使用できるという可能性が極めて高いというふうに伺っておりますが、従来の蛍光防犯灯は使えるだけ使っていくという市の方針を改めたことで、市にとっても自治会にとっても、また原価割れの費用で交換業務に携わってくださった少なくない業者の皆さんの御苦勞もなくすことができますし、また使用電力も40%近く節約できる可能性があるというふうに、大変効果が高いものだと言明書を見る限り思うわけではありますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（武田正樹君） 橋村危機管理課長。

○総務部次長兼危機管理課長（橋村正則君） LED防犯灯につきましては、今、議員おっしゃったとおり電気料も約3分の2に減額されます。

また、LEDにつきましては、耐用年数は10年保証されてございます。10年で壊れるんじゃないかと、それ以降も、先ほど議員申されましたように、10年、15年というようなことで使うことが可能だと説明は受けておりますので、全体的に経費のほうは節減できたというようなことを思っておりますし、またLEDにつきまして電気料が安くなるということは、イコール環境に対してメリットがあるというようなことで理解しておるところでございます。以上です。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 先ほど来、かなり財政が厳しいという話をされておりますが、弥富市ではこうした電気、機械設備の購入だとか施設の発注に当たりましては、住民の皆さんの利便性を図ることや、市場価格とかけ離れた、いわゆる官庁価格と言われるものをチェックする仕組みが旧弥富町時代からつくられておりました。

私が直接かかわったり、あるいは知っていることで、古いことで申し上げますと、たまたま私昭和45年に鯛浦の上之割の総代と、自治会長ですね、これは兼務することになっておりますのでやらせていただいたわけではありますが、その後かなり長い時期に当たりまして、当時の防犯灯は白熱灯で、雨が降れば切れる、強い風が吹けば切れるということで、電柱に登っての球の交換は、鯛浦地域では総代の仕事ということで引き継がれました。私はその年30歳になったばかりでございますので、そう苦にはなりません、そうは言ってもこんなことを一般の人がやったり、あるいはどちらかというと自治会長、総代さんというのはお年寄りの方が多いわけでありますから、とてもやらせちゃいかんということで、いい方法はないか

ということで、随分長いこといろんな人たちに意見を聞いたりしましたが、打開策が見つかったのは昭和53年だったと思います。私どもの発行しております新聞に、関東で蛍光防犯灯がつくられて、そういう皆さんの御苦勞が解消されて喜んでいるという記事がありましたので、早速議会で提案をしまして、3カ年計画で全町の防犯灯を蛍光防犯灯に更新をしていただいたことがございます。

また、平成10年度には消防自動車の積載無線機は市場価格の2倍近い、相当、いわゆる官庁価格であるということで、住民から指摘がありまして、半年間議会で当時の町側と議論を重ねた上で3,000万円の予算、これは当初町側の説明では、地域のどこの市町もこれで買っておるから何も問題ないと言っておりましたが、やっぱりきちんと議論をし、検討していく中で、予定価格も引き下げ入札を行ったところ、3,000万円の予算が2,000万円を幾らか超える程度で執行することができるか、そういうことがございましたし、その後もちょうど学校などのテレビのデジタル化だとか、電子黒板の導入だとか、それに伴っていろんな校内配線のやりかえをすとか、そういう事業につきましてもそうした経験が生かされて、職員の皆さんの大変な努力によりまして、直前に買ったほかの市町に比べて多分40%以上安い価格で購入をすとか、要するに日進月歩の、特に電子機器なんかはそういうものでございますので、価格も効果も非常に、ちょっと気をつけてやると違うことが起こります。今回もそのことによりまして、事実上今までの維持管理の範囲で、取りかえの費用ですね、四千何百灯という費用が事実上浮くし、さらに先ほど課長から説明がありましたように、あとの5年間ぐらいは多分リース料なしで使えるんじゃないかということでございますので、大変な節約ですよ。

直接のきっかけは、私ども上之割の自治会が市の最初のLED化の24年度の事業に伴って、当時20年以上経過しておりました大体70灯ほど防犯灯を持っていたんですが、古いものを20灯ほどLEDに交換をしたことによりまして、それまで大体年間、球がえだとか自動点滅器の交換で6万円ぐらい使っていたものが2万円を切るような状態がずうっと出てきて、27年度も2万800円ですから、そういう状態が続いていますから、これは本格的に一度費用対効果も検討してほしいということで、市側が努力された結果でありました。

ぜひ市内で使います電子機器類につきましても、長く使っておれば安くなるということではなくて、実際に現状のレベル、それから新しいものが出てきている中で、交換することで得られるメリットだとか、そういうものにつきましても十分見ていただいて、1つはこういう電子機器類についてはそういう状況ですので、ぜひ節約できるものはさらに節約していただきたいということとあわせて、市長もちらっと言われたんですが、相当ぎりぎりの予算でやるということを考えますと、市の努力によって節約できるといいますと、相当減らしたといいますが、毎年かなりの物品の購入や建設工事も発注するわけでございますので、

入札制度やさまざまな方法で市場価格もしっかり見ながら、これまでの努力をさらに発展させる、そういう取り組みをしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まずLEDの全市内防犯灯の取りかえにつきましては、思い切ってやってよかったなと思っております。

今、私も自治会の総会等でこのお話をさせていただいておるわけですが、いわゆる防犯という問題も含めて、あるいは災害等における明るいということに対するようなことに対しても、大きなメリットが出てくるだろうと思っております。この件につきましては、かねてから三宮議員の自治会のところでこのLED化をいち早くされたということにつきましては、再三お聞きしておるわけですが、そうした形の中において、自治会の負担から市の管理のほうへということも踏まえて、思い切ってやってよかったなと思っております。

また、現在5,000灯近くの新しいLEDの防犯灯を設置しましたが、さらにそれぞれの地域においてまだ不足するところがあるかなと思っております。そういったときには、また自治会長のほうへ要望いただきながら改善を加えていきたいと思っております。

そして、御質問のこういう形での電子機器等における入札のあり方ということについても、先進市町、あるいは自分たちが今回経験した一つの入札制度ということに対して、それを生かしていきながら、しっかりとコストの削減というような形については今後も考えていきたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 実は次の質問は資料を配付してほしいんですが、資料配付と関係ない質問をやって、あと休憩時間で資料配付をお願いしますので、時間も余りありませんが、通告の一番最後の、平和都市宣言のまちにふさわしい核兵器の廃絶だとか、集団自衛権を行使しない、9条の国にふさわしい平和外交を貫く。今、北朝鮮の問題なんかで世界中の人たちがあんな無謀は許さないという声を上げ、私どもも厳しく抗議をしているところでございますが、同時にもう一方で、お互いに戦前の日本がやったようにぎりぎりの軍事対軍事で対抗するようなことがあると、今の時代、ミサイルや核兵器や、あるいは日本では原発があるとか、いろんな状況で、絶対に紛争にさせない平和的な仕組みや方法をつくっていく大きな努力を抜きにして軍事的に対抗するというので、いろんな対応が目立つわけですが、多くの国民の皆さんは、そういう悲惨な状態にさせないというのと同時に、近代戦争、特に核やミサイルを使うということが実際に日程にのると、これは取り返しのつかないことになるわけですので、9条を持つ国にふさわしい対応をしていく。従来市長は一貫してその立場を表明されておりますが、ますます今、北東アジアを取り巻く緊迫した情勢の中で日

本の果たす役割は大きくなっておりますので、そういう方向に国民の声を、私たちの声を広げていくこと。

あわせて、原発につきましては、さきにもあった裁判で稼働中の原発が停止されましたが、その前後に発表された新聞記事によりますと、実際に大丈夫だといって稼働を始めた原発の測定器が、そういう緊急時に測定できないものであったということがわかるような、大変ずさんな状態で、国民の安全だとか避難だとか、そういうことも考えない状況の中で次々と今原発が再開されようとしておりますが、中日新聞なんかの社説でも繰り返し訴えておりますが、今国民の命が守られる、毎日の暮らしが守られる。3・11のあれで福島ではいまだに多くの皆さんが自分の町や村に帰れない。そのことによって地域や家庭の崩壊がますます広がっており、それから関連死という形で次々とまた犠牲者が出ているという深刻な状態をなくすということを国民的課題として進めていくという立場で、市長の御見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） まず安全保障関連法案、いわゆる集団的自衛権の行使が容認された法案につきましては、私は当初から、もっと国民の前にしっかりと説明すべきであるということを一貫して言っていました。そしてまた、私個人的にはこの法案に対しては賛成するものではないということについてもお話をさせていただいたところでございます。憲法13条の生命の自由及び幸福を追求するという国民の権利ということに対する解釈改憲の法律であるということでございます。

そうした形の中で、この法案は成立いたしましたけれども、成立した現状としても非常に大きな課題が残っているだろうと思っております。1つは、多くの憲法学者、あるいは内閣法制局のOB等々専門的な見地から見られる人に対しても、この安全保障法案ということについては違反であると判断をされておること。あるいはこの法案を支持した人においても、多くは防衛体制を強化すべきという観点からであり、正面から憲法違反ではないという形で論じた人はいないわけでございます。そうした形の中においても、日本国憲法というのはもう少ししっかりと考えるべきであろうと思っております。このような形で、このような法案に対して反対、あるいは疑問という形の中で、今後日本の政治の中においては大きな問題として常に出てくるであろうと大変危惧をしているところでございます。

よしんば、この法律が憲法に違反しているかいないかということにつきましては最高裁の判断に任せていけばいいわけでございますけれども、違憲か否かについては国民が意見を表明するということは当然でありまして、また必要なことだろうと思っております。

このような形で、集団的自衛権行使容認ということについては、もっともっとこれからも

国民の前において説明責任を果たしていただきたいと思っております。

また、憲法9条につきましては、戦後70年、日本が平和を享受できるというような状況においては、この不戦の誓いをした憲法があればこそというようなことについては、私はその見地に立つものでございます。そうした形の中で、憲法9条は遵守すべきであるという立場に立っておるものでございます。

しかしながら、憲法9条のもとで許容される自衛のための措置としての武力の行使ということについては、3要件ということの問題がありますけれども、これについては憲法9条の一つの許容される自衛権の行使であろうと思っております。そうした形の中で、今後も国民の間でこの関連法案についてはいろいろな形で議論することが正しいだろうと思っております。

また、原発の問題につきましても、今それぞれの裁判所において違う判決がされているということにおいては、それぞれの地域にある自治体の長といたしましては大変厳しい、あるいは翻弄されるような判断というような状況もあろうかと思っておりますけれども、これは福島第一原発の事故という形の中において、しっかりとその検証がされていないというような状況においては、今後、原子力発電の安全性ということに対してはもっともっと追求すべきであり、そしてまた私は違う代替エネルギーを伸ばすことによって、この原子力発電の構成比を低めていくという形の中においては、縮小すべきであるという立場に立っているものでございます。

そうした形の中で、国民の安心・安全ということを、原子力関係においてももっとしっかりと国としても話をするべきだろうと思っております。以上でございます。

○議長（武田正樹君） 三宮議員、質問の途中ですが、長くかかるようですか。

○8番（三宮十五郎君） また3分や5分では終わらないと思います。

○議長（武田正樹君） わかりました。

それでは暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（武田正樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三宮議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしくお願ひします。

三宮議員、よろしくお願ひします。

○8番（三宮十五郎君） それでは、引き続いて質問させていただきますが、今お手元に配付

させていただいた資料を少し説明させていただいて、これは市側に通告しました5番目の合併後の市の事業や財政力について、周辺の市と比べてどう考えておられるかという質問に入るための資料でございますが、平成17年度と25年度の弥富市と西尾張9市、木曾川沿川の6つの市に岩倉と、それからあまと津島を加えた9つの市の平均と、尾張18市の平均。そして、尾張で一番1人当たりの税収が多くて、どちらかという尾張には珍しい豊田市だとか西三河地方の企業城下町みたいなどの産業構成のあります小牧市、それから今1人当たりの市民税で一番尾張18の中で多いのが、以前は日進でしたが今は長久手市なんですよ。そこで、それからこの尾張18市の中で一番市税が低いところ、仮にA市としておきますが、そことの数字を比べてみました。これは17年度の資料が、総務省の資料は日本人のみでやっておりますので、25年度については両方とれるようになっておりますが、比較するために日本人のみで入れました。

それから、その下に弥富と9市の平均、9市の中での弥富がそのときに何番目だったかということ。その中で、例えば市民税ですと9市の平均が4万2,000円ですので、4万2,300円というのは101%になる。それから、その下が尾張18市の中で17年度は13番目だったんですが、それは弥富が4万2,300円、尾張18市の平均が4万7,800円ですから、88%しか個人市民税は当時なかったんですね。そういうふうに見ていただきたいと思います。

それから、その下に個人市民税につきましては、所得税からの税源移譲分が25年度でも4億5,500万円入っているというのが総務省の見解であります。19年度以降の増税分を合わせますと、少なくとも合わせて9億円ほど増税になっていなければ同じ課税所得とは言えないわけでございますので、1人2万8,000円の増加で、弥富の場合で言うと6万3,100円ですか。個人市民税は弥富は134%ですが、実際には149%になっていなければ、課税所得が増税分と税源移譲分を合わせるとそれくらいになっていない場合は、やっぱり課税所得が落ち込んでおると見ていただいて、おとといの質問で可処分所得は30年前の水準になっているというのを、実際に私たちの周辺市町でもみたいなことは起こっております。

特に私がこの質問をさせていただきたいと思いましたが、3月3日付の中日新聞の尾張版で、「自己満足ではなく」という見出しで弥富の子育て支援の問題が取り上げられておりますが、市側の狙いの背景にある若い世帯の人口増に余り結びついていないのではないかと、今の弥富の子育て支援というのは。いつまで金をたくさん使うんだというような言い方がありますが、こういうものはけしからんという立場じゃなくて、今の子育ての問題の深刻さや大切さについて、いろいろ大事なことは大事なことだと言っておるんですが、共通の認識になっていないことを、弥富の周辺の市町と比べてきちんと私たちも見えていかなきゃならないと思いますし、ぜひ市側も今までとってきた努力がどのように生きているかということを御理解いただきたいと思っております。

まず弥富の場合ですと、平成17年に比べて25年度には個人市民税は1人当たり4万2,300円から5万6,600円と134%の増加であります。この増加率は尾張18市の中でも、当然西尾張9市の中でもそうであります。それから資産税、これは都市計画税のあるところは都市計画税を含めた額、弥富とA市は都市計画税のないところでございますが、ここでは弥富は8万2,000円から10万4,000円と127%の伸びであります。西尾張9市の平均は6万6,000円から6万7,000円とわずか2%増加しただけであります。尾張18市の平均では7万5,000円が7万4,000円で1%減っております。小牧市などは11万6,000円が11万3,000円と3%減っておりますし、長久手市は9万4,000円が8万9,000円と5%減っております。

それから市税の総収入は、弥富は14万2,000円が17万9,000円で126%伸びております。この伸びも、それから先ほどの固定資産税と都市計画税の合計の伸びも、かなり他を引き離して弥富が1番になっております。個人市民税については、余りそういう大きい差はないんですが、それでも弥富の伸び率が1番になっております。

そして、他の市町との関係で、順位で見ていただくと、17年は弥富は9市の中では個人市民税は4番、それから18市の中では13番で、しかも平均よりちょっと少ないだけじゃなく、かなり、88%ですから少ないですよ。25年は18市の中では10位に上がって、ほぼ平均に近いところまで上げてきております。こういう伸びもまた弥富だけで、これは子育て世代、働き盛り世代の人たちが弥富に住み着いてくれたということが大きな力になっておまして、全体には課税所得が大幅に落ち込んでいる中で、ほかに比べると弥富の落ち込み方が少なくなっているのは、その影響だと私は見ております。

資産税につきましても、確かに西部臨海工業地帯に増加分というのは大きいんですが、実は多くの市町でほとんど固定資産税は伸びないかマイナスというような傾向がある中で、弥富市は西部臨海工業地帯とイケアを除いた部分でも、17年の資料はちょっとなかったんですが、18年に比べて平成25年度には110%ぐらいですね。この尾張18市の中で固定資産税が弥富に次いで2番目に伸びているのは岩倉市の105%、その次が春日井市の102%ぐらいということで、ほとんどふえていない中で弥富市がふえております。だから、いろいろ工場が来たり、そういうことがあったにしても、あるいは相当大きい開発をしてふやそうと思っても、実際には多くの市町で工場や建物や償却資産が古くなって、減っていく分を賄い切れない状態ですが、弥富は西部もふえていますが、ほかの地域もふえていって、これがふえ幅を大きくしているのと、もう1つは個人市民税がふえていることが、働き盛りの皆さんがふえているということを如実にあらわしておまして、そんなに変化ないんじゃないかというんですが、今、何かぱっとやって、すぐそれでというようなことを期待できるような状態じゃないんですよ。若い人たちの半分ぐらいが結婚できないような時代だとか、今の見ていただい

ても課税所得全体が落ち込んでおるとい状況があつて、名古屋周辺でそういう状況になる。

特に下の表を見ていただきたいんですが、西尾張9市の17年から26年の人口動向、あま市は最初いただいた資料が外国人を含むものであつたもんですから別なんです、人口がふえておるのは一宮市の2.12%、あま市の1.88%、弥富の1.82%、稲沢の0.19%、江南がプラス・マイナス・ゼロ、犬山がマイナス0.17、岩倉がマイナス0.8、愛西がマイナスの3.26、津島がマイナスの3.84ということで、人口の上でもふえておるところと減っておるところでいうと、かなり差が出始めております。

もう1つは子供の減少率ですが、特に目立つのがゼロ歳から4歳までの子供の減少がすさまじいですよ。一宮市は昭和23年ぐらいまでふえておつたんです。それが一気に10%以上の減少であります。あま市も人口がふえているにもかかわらず、ゼロから4歳は10%を超えている。弥富と稲沢だけは、弥富もゼロから4歳は9%ぐらい減っていますが、とりあえずいずれも10%以下というのは弥富と稲沢だけなんです。江南だとか犬山だとか岩倉だとか、本来は余りゼロメートル災害の心配のないようなところでもかなりの減少がある。そして、愛西と津島につきましては20%だとか30%というような、びっくりするような減少が始まっております。どう見たって弥富の場合はゼロメートル災害のハンディのあるということについては、これは隠せることじゃありませんから皆さん承知しているんですが、この中でこういう健闘をしておるといことは、私は本当に今までのこの間の市民の皆さんや行政の取り組みがあつてこそだと思っております。

特に私もいろんな人に会ってお話を聞いたんですが、弥富へ帰ってきた若い人たちは、医療費無料だったり、保育所が安心できるとか、こういう子育て施策で弥富に帰ってきた。特に平島の区画整理が平成18年の初めごろに終わったかな。その後3年ぐらいは、あそこの余剰地を販売する業者の皆さんが子供の医療費中学校まで無料のまちだとか、いろんなあれをつけて売り出して、それは海部郡だけじゃなくて、名古屋の西部だとか、三重県の本曾川沿いのほうだとかいうところにも入っていて、この宣伝と、それからもう1つは、今若い人たちがインターネットやそういうもので、そこの行政サービスはどうなつておるかということ調べて戻ってくるという傾向と両方が重なつて起こつたことだと思いますが、特に平島の区画整理、あそこはバブルの絶頂のときに計画して、あとは下がる一方でしたから、私たちもどうなるかなと思つて心配しておつたんですが、基本的に完売できた最大の理由はこの施策だったし、それがまた弥富の固定資産税や、子育て世代を迎えられる土台になつておまして、そんなに変わらないんじゃないかどころか、大変大きな変化をつくり出してきておる。

ただ、今の少子化問題はそんなことだけでは絶対解決できないという社会的な背景があることを見ながらでないと、無駄なことをやっておるみたいな話にはしてはいかんと思つてすよ。そこをきちんと評価していくこと。それからこの地道な努力が、よその市町がほと

んど税収が伸びておるといっても、さっき言ったように増税によって伸びておるだけで、その土台がどんどん壊れていっておるという中で、弥富は今まで辛うじて固定資産税についてはずうっと前進してきておりますが、そうはいっても課税所得の面で言うと増税分に比べて実際の状況は少ないという中で、今、弥富がとってきた道というのは相当勇気も要ったと思いますが、同時にこういう中でまちを支えてきた。

特に私は高齢化率を見てびっくりしたんですが、中日新聞に21%なんて書いてありますが、これ結構前の資料だと思うんですが、実はもっと岩倉だとか、あっちのほうの高齢化率は低いかと思ったらそうじゃなくて、弥富が一番低いんですね、これを見ると。やっぱりこの間やってきたまちづくりの方法というんですか、今言った子育て支援をあわせて、しかも弥富は尾張18の中でずうっと以前から、以前は瀬戸が一番安くて、その次が弥富。今は愛西市が一番安くて、その次が弥富でドベ2という状態がずうっと続いていますよね。やっぱり地価が安いこと、それから宅地の平均価格が18位中16位という状態がずうっと続いております。それから、都市計画税の負担がないということで、やっぱり市街化農地に課税に苦しむ人たちがいろんな手だてをとってきたことも、蟹江の人たちに言わせると、蟹江なんかはほとんど手放してあれしておるけど、弥富は手放さずに頑張っておるというところが違うから、ああいうところは見習わないかなと、蟹江の農家の人たちがそういうことも言っておりますので、この状態を見て今まで進めてきたまちづくりの方向について、市長、どういうふうに感じておられるか、御答弁をお願いします。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

平成18年4月1日に、新市誕生という形の中で合併をさせていただきまして10年が経過しているわけでございます。この間、新市の一体感という状況の中で、旧町村の市民の皆さん、住民の皆さんが大変な御努力をいただいた結果が今あると思っております。そういう市民の皆様の大変な頑張りに、心から敬意を表していきたいと思っております。

そして、先人の皆様方が、経済的な面におきましても、行政というような状況におきましても、あるいは議員という形の中でもっと弥富のまちをしっかりとつくっていかうという形で御努力された結果だろうとは思っております。

つい先日も、この海部地域の中でのGDP、いわゆる総生産という数字であらわされるわけでございますけれども、この4市2町1村の中では弥富市がナンバーワンの地位についてというような状況の中において、物づくりの状況の中においても大変うれしい状況があるなと思っております。

そしてまた、さまざまな施策というような状況の中においては、やはり少子・高齢化時代という中で、特に子育て支援ということにおいては、通院・入院の医療費の無料化中学3年

生までということ、愛知県でも2番手、3番手というような状況の中からスタートした。あるいは保育料を20年間据え置いているというようなことに対して、子供さんの環境、そして子育てをされる保護者に対して、我々は行政の役割を果たさせていただいているのではないかなと思っておるわけでございます。

こういったことについては、市の看板政策という形の中で、今後もこの10年間の一つのことを礎にしながら、今後もしっかりとした子育て支援、あるいは子供たちの環境というのを整えていかなきゃならないと思っております。

そして、何といたしても私たち行政を預かる者といましては、いわゆる市税をふやしていくということで、基幹税である市民税、あるいは固定資産税、そしてまた企業からお預かりする法人税、この3つの基幹税をどのような形で伸ばしていくかというようなことが我々行政に与えられた使命だろうと思っております。そうした形の中で、個人市民税という形の中においては、やはり人口増という形についてさまざまな施策を打っていかなくちゃならないと思っております。

そして、先ほどこの人口動向につきましては、一番直近の数字で言いますと、ちょっと厳しい数字が実は弥富で出ております。平成22年から27年の国勢調査においては、マイナスというような状況は避けられたわけですが、ほとんどプラス・マイナス・ゼロというような状況になってきております。こういう傾向がこれからも少し続くだろうと思っておりますから、この人口動向については真剣にやらないとすぐにマイナスになってしまうというようなことですので、今後の地方創生という大きな枠組みの中で計画的に進めなくちゃいかんと思っております。

そして、高齢化率というものがあるわけでございますけれども、これも上昇傾向であるということに対して、お年寄りがいかにこのまちで健康で、そしてまた元気で過ごしていただけるかということに対してもしっかりと考えていかなくちゃならないと思っております。そうした形の中で、この10年ということに対するさまざまな施策に対して、しっかりと検証しながら次の10年という形の中で頑張っていかなきゃならないと思っております。

決して与えられた環境は楽なものではございません。海拔ゼロメートル、マイナスという状況の中で、ほかの地域とは違う財源が必要になってくるわけです。この財源が他に振り向けられたらなということをいつも私は考えるわけでございますけれども、しかしこれはやむを得ません。海拔ゼロメートル、マイナスという状況については、与えられた自分たちの環境であろうということをおもうわけでございます。しかし、これもしっかりとやっていって、大きな災害ということは心配されるわけでございますけれども、未然に減災・防災という形の中で取り組んでいかなきゃならないと思っております。

いずれにいたしましても、この10年間やってきた施策については、市民の皆様に御理解を

いただきながら、さらに施政方針でも述べておりますように、人に優しい活力のあるまちづくりを、市民の皆さん、そして議会議員の皆さんとともにやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 本当に行政と市民が力を合わせてやってきた結果だと私も思っております。

もう少し、先ごろも平野議員から道路建設についてのお話がありましたが、今どの市町も非常に建設費という問題で頭を抱えています。

ただ、ここでも西尾張9市で見ますと、弥富が平成17年から25年までの平均で16.2%で1番ですね。2番が稲沢と愛西で15.1%、3番が犬山の14.3%、ここは庁舎をこの間にやっておりますので、そういうもの。少ないところでは6.9%だとか、10.8%だとか、こういうところがあります。大体6.9%なんていうと、学校が雨漏りしておっても直さんぐらいのレベルですよ。どんどん経済が拡張して税収がふえているという状態じゃないわけですから、市長がおっしゃられたように、社会保障費やそういうものの負担が圧迫しているんですね。

ただ、そうは言っても、仮にざっくりと年間の決算額を130億というふうにこの間トータルで見ますと、年間21億円平均して9年間ね、要するに学校の建設だとか、保育所の改築だとか、そういうものを中心にして使ってきておまして、これがほかの市町に比べると非常に多い。同時に、それだけのことをやってきたこともありまして、生活道路整備だとか、そこら辺にもう少し力を入れてほしいというのは、市民の皆さんの強い願いですよ。なるべく借金をふやさないようにしながらということで、必要な社会保障費やそういうものを賄っていくということをしてきたわけですが、最小限の生活道路整備の費用については、もう一工夫して上積みをするということは、私たちから見てもそうしないといかんような道路がたくさんありますので、多少借金をふやしてもそこはやっていただくということ。

だけど、一番私が将来的に心配しているのは、例えば農業集落排水事業だとか、そういうものにつきましては、もともと今の2倍ほどの収入があるという前提で計画を立てて事業を起こしたけれども、結果的には収入は半分。それで必要な経費が賄えんままできておりますし、それから公共下水道もそうですね。南部水道もそうでございますが、やっぱり人が住んでおる地域はほかの市町に比べて全域が人が住める区域だということで、どうしても管路の延長やそういうものが長くなることから、コストの上昇は避けられないわけでございますので、全体のバランスをどうしていくかということが非常に今後の行政運営の大きな柱になってくると思いますが、その問題でまた突っ込んで質問すると時間が長くなりますので、その辺を今後しっかり見ながら、最小限必要な生活道路整備なんかは進めていただくということ、今随分いろいろ頑張ってやっていただいて、なかなかできんことをやっておるとい、

今の状況ではそういうこともあります、生活道路の整備。

それからこれは先日来の質問の中でも、今の市の制度の中で、特に高齢者の低所得の人たちがその仕組みの中で、今いろんなことが利用したくてもできないような状態については今後改善していただくということと、あわせて御検討いただきたいなということ。

それから、ついでにですが、いよいよ新年度から介護保険が新しい基準で始まりますので、もともとは選挙もあつたり、いろいろあつたわけですが、なるべく早い時期に議会にも報告すると。多分今度の委員会や何かで詳しい内容も示されると思いますが、実際にどういうふうにこの事業が進められていくのかということは、相当いろんなことが変わっていくわけですから、当然私たちも直接質問を受けるわけでございますので、要綱やそういうものがありましたら、あるいは新事業の具体的な計画や何かも、予算書だけじゃわからない部分がありますので、そういう資料も早く議会や議員に説明していただくような施策をつくってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田正樹君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 生活道路整備につきましては、計画的に進めさせていただいております。その前に都市計画道路というような状況の中で、幹線の道路を早急にやっつけていかなきゃならないと思っております。これは穂波通線であり、あるいは中央幹線というようなところでございます。

また、県道の名古屋第3環状につきましては、前ヶ須工区のところが停滞しているというような状況に対して、大変住民の皆様には御迷惑をかけているというようなことがございますので、また改めて議員各位ともども県に要望を申し上げ、県道のいち早く完成を願うわけでございます。

生活道路におきましては、さまざまな災害等も心配されますので、そういったことに対していろいろと住民の皆様には御協力をいただきながら、幅員の拡大というようなことを中心に生活道路については整備をしていきたいと思っております。

それから公共下水道事業につきましては、供用開始して6年目になろうかと思っておりますけれども、今年度から10年計画という形の中でアクションプランを策定させていただいております。国のほうからは大変厳しい状況の中で、この10年で公共下水道事業を完成させなさいということは言われておるわけでございますが、スタートの違う地域において完成が同じではとてもできるわけにまいりません。そういった形の中で、これにつきましては今後も10年という一つの区切りではなくて、もう少し長期にわたった公共下水道事業という形の中で、国から2分の1の補助をいただかないとできないということでございます。

しかしながら、さまざまな会計における透明性であるとか、今現在の公共下水道事業は非常に大きな事業費がかかっておりますので、平成32年を目途として我々としては企業会計と

いう形のものを取り入れていきながら、公共下水道事業に対する透明性をしていきたいと思っておるところでございます。

しかし、企業会計になったからといって、一般財源を繰り入れないというようなことではございません。一般会計を繰り入れていかなければ、莫大な事業費がかかる公共下水道はできないだろうと思っておりますので、今後進める公共下水道事業に対しても議会各位の御理解をいただいて、一般会計からの繰り入れをしながら下水道事業を進めていきたいと思っております。

介護につきましては、総合事業に移行していくという形の中で、さまざまなことが今言われております。今、介護の認定をさせていただいている方が市民といたしまして1,700名を超えているわけでございます。そうした形の中で、要介護1・2という状況の中における負担の割合が変わってくるということがあるわけでございますけれども、所得から見て約1割ぐらいの方が2割負担というような状況になってくるかなと思っておりますので、このことについては今後の課題として取り組んでいかなきゃならない。そしてまた、介護そのものの伸び率が非常に大きいわけでございますので、我々としてどこまで応援できるかということを変更して検討もしていかなきゃならないと思っております。介護給付額は、予算書を見ていただくとわかりますように26億という給付額でございまして、12.5%が市の役割でございますので、3億2,000万という介護の事業としてお金がかかっているわけでございます。この辺がうなぎ登りでございまして、総合事業に移行しながら元気な高齢化社会というものを目指していかないといかんと思っております。

いずれにいたしましても、議員各位のさまざまな分野における御協力をお願いしたいと思っております。

○議長（武田正樹君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 最後にします。

新事業の概要がわかるような説明資料はありますか。

○議長（武田正樹君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 用意させていただきまして、また配付させていただきますので、よろしく申し上げます。

○8番（三宮十五郎君） じゃあ、これで終わらせていただきます。

○議長（武田正樹君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（武田正樹君） 以上で質疑を終わります。

本案44件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時36分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 武 田 正 樹

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

